

「徳島県地域防災計画」の修正について

県地域防災計画とは

「災害対策基本法」に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、国の定める「防災基本計画」に基づいて、「県防災会議」が作成します。毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正します。

主な修正の内容

災害対策基本法の改正による新たな取組

- 災害対策基本法の改正を踏まえた「防災基本計画」の改正(平成26年1月)に伴う新たな取組を追加
 - ・ 地区防災計画の作成など平素からの防災への取り組みの強化
 - ・ 要配慮者名簿の作成、避難場所等の事前指定など住民の安全な避難の確保
 - ・ 罹災証明書の交付、安否状況の提供など避難者保護対策の改善

昨年度行った本県独自の先進的な取組

- 県南海トラフ巨大地震被害想定(2次)公表(平成25年11月)
 - ・ ライフラインや交通施設被害・生活支障等の様相を具体的に明記
- 全国初のイエローゾーンの指定(平成26年3月)
 - ・ 津波防災地域づくり法による津波災害警戒区域の指定を明記

南海トラフ地震防災対策推進計画

- 「南海トラフ地震対策特別措置法」の制定(平成25年12月)に伴う「県地域防災計画」への「推進計画の反映」
 - ・ 地震防災上、緊急に整備すべき事項等を明記

今後の予定

- 「県防災会議」(8月予定)において審議を経て修正を行う